

## 経済への影響から税制措置の立法化まで 新型コロナの税務対応の全容

荒井優美子

PwC税理士法人  
税理士・公認会計士

「ウイルスとの闘いと経済危機という二重苦」への対応として、各国では感染拡大阻止のための経済封鎖と医療、雇用、企業に対する緊急支出を行っている。わが国でも、納税者のための税務執行の緩和等の措置を行う一方で、雇用維持や企業の救済措置を含む過去最大規模の緊急経済対策を閣議決定した。未曾有の危機を乗り越えるためには、用意された税制の措置についての正確な理解と適用が不可欠といえる。

### I 新型コロナウイルス感染症 と経済への影響

世界保健機関（WHO）による新型コロナウイルス感染症（以下、「コロナウイルス」という）のパンデミック宣言（2020年3月11日）以後、予想を超える世界的な感染拡大に対して、コロナウイルスは「現存する人々の記憶にない規模の世界的な医療危機」であり、「マーシャルプランの意欲とニューディール政策のビジョンを持つ政策支援を行うべき」（3月22日グリアOECD事務総長声明）との危機的な認識に至っている。

コロナウイルスの世界経済への影響については、「2020年の世界経済の成長率が「急激なマイナス」となり、1930年代の世界恐慌以降で最悪の経済危機に直面するとの見通し」（4月9日ゲオルギエワIMF専務理事による記者会見）が示されており、コロナウイルスによる経済危機への対応が、

2008年の金融危機を超える困難さを伴うものであることが明らかにされている。コロナウイルスの感染はすでに多くの国・地域で確認されているが、感染拡大阻止のための経済封鎖や国内・国際間の移動及び経済活動の停止に伴い、170以上の国・地域に影響が及ぶと推測されている（1人当たりの所得がマイナスになる見通し（4月9日ゲオルギエワIMF専務理事による記者会見））。

コロナウイルスによる経済危機が、2008年の金融危機以上に深刻であると考えられる理由として、①感染拡大阻止にはその封じ込めのための、市民の「社会的距離」戦略の実施以外にない（英国インペリアル・コレッジ・ロンドンのCOVID-19対策チームによる3月16日の発表）こと、②「社会的距離」戦略の実施は、生産や流通の停止、さらに人の移動停止による消費の停止という実態経済への直接的な影響を及ぼすこと、③「社会的距離」戦略に基づく経済封鎖は、景気を減速させ、感染症拡大の不安

に加えて、世界経済を不況に追いやるという懸念を増幅させることがいわれている。

加えて、過去10年間でのアジア市場の急速な拡大と、アジアを中心とするサプライチェーンへの依存度の進展は、経済封鎖によるサプライチェーンの分断や、消費の消失を生じさせ、世界経済へかつてないほど大きな影響を招く。中国や東南アジアでの経済封鎖は、封鎖を実施している国のみならず、工場生産の稼働中止により、それらの国に製造拠点を持つ多国籍企業の生産活動に多大な影響を及ぼす。

## II コロナウイルスに関連する 税務政策及び税務行政の対応

コロナウイルスの対応については、G20財務大臣・中央銀行総裁声明（3月6日）や、G7財務大臣・中央銀行総裁声明（3月24日）において、WHOとの強固な協力を支持すること、国内及び国際政策の取り組みの協調を強化することを明言している。しかしながら、目下は自国における感染拡

大阻止と経済対策の立案に追われており、協調的な取組みの進展までに至っていないというのが現実である。

そのような状況においても、OECDやIMFは各国の政策の状況をPolicy Trackerとしてホームページに掲載し、国内外の企業の活動や雇用支援の情報を提供している。OECDが公表しているコロナウイルスの対応は、現行法の適用要件の緩和や新たな立法による税務政策と、納税者のための税務行政の運用ルールの緩和等の2つの側面から構成される。

OECDが公表した「地球規模の危機に対する地球規模の行動(Coronavirus(COVID-19): Joint actions to win the war)」では、コロナウイルスのパンデミックは「ウイルスとの闘いと経済危機という二重苦」をもたらしており、経済危機の克服のために、大規模かつ確実な、国際的に調和の取れた4つの側面からなる取組みを呼びかけている。これらのうち、雇用、企業に対する緊急支出は、税務政策に関連するものである。

- ・ ワクチンや治療法に対する規制のハードルの緩和による医療面での国際協力の強化
- ・ 経済への悪影響の緩和のための各国政府の共同政策による医療、雇用、企業に対する緊急支出  
医療：大規模検査の実施、医療関係者への支援、医療器材の提供拡大等  
雇用：短期雇用措置、失業保険受給要件の緩和、自営業者への現金給付、最も脆弱な人々への支援  
企業：負債と納税の遅延の補償、一時的なVAT減税又は猶予、信用枠又は政府保証による活動資金の利用拡大、中小企業（特にサービス業と観光業）への特別支援パッケージ
- ・ 国際協調による金融規制とその監督
- ・ 貿易制限の撤廃などによる、景況感の回復

より具体的な税務政策（コロナウイルスパンデミックに対する緊急的な税務方針（Emergency tax policy responses to the Covid-19 pandemic））として、上記の雇

用や企業に対する緊急支出として掲げられている対策の他に、VATの還付のタイミングの短縮や還付請求の簡素化、繰越欠損金の使用制限の緩和等、より納税者に手元

資金が還元できる仕組みが提案されている。

また、OECD税務行政フォーラム（OECD Forum on Tax Administration）から公表された、コロナウイルス対応としての納税者支援（Tax administration responses to Covid-19: support for taxpayers）では、申告・納付期限の延長、分割納付の期限の延長、延滞税及び利子税の免除又は返還、納税猶予制度のより優遇的な措置、換価制度の緩和措置、税還付のタイミングの短縮、選択可能な租税制度の確実性の担保、税務調査の実施の見合せ、相談窓口やデジタル化等の納税者への利便性の向上、広報の充実等の実施を推奨している。

上記OECDの政策提案は、それぞれの国の税務行政のあり方や企業におけるデジタル化、ガバナンスの定着度合いの違いにより、実施の可否が異なることはありうるが、コロナウイルスによる経済危機克服の統一的方向性を示し、税務行政における協調性を高める効果を持つものと考えられる。

以下では、まずわが国における政府及び各省庁の対応全般を概観し、次に税務行政の対応と税務政策について説明する。

### Ⅲ わが国におけるコロナウイルス対応の経緯

2020年1月15日に、わが国でコロナウイルス罹患者の発生が確認されたことを受け、政府は新型コロナウイルス感染症対策本部を設置して感染拡大阻止に向けた体制の整備を進めてきた。感染拡大防止策と併せて、大企業・中堅企業等への金融支援を含む財政措置（「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策」）を決定した（2

月13日に第1弾、3月10日に第2弾を決定）。

緊急対応策第1弾は、基本方針として「予備費103億円を講じることにより、総額153億円の対応策を実行する。その上で、今後も、事態の状況変化を見極めながら、政府一丸となって、予備費も活用して、国内感染対策、水際対策、また、観光業への対策等、緊急度に応じて、順次施策を講じていく」ことを掲げている。

このうち、影響を受ける産業等への緊急対応としては、①観光業等の中小企業・小規模事業者対策等（日本政策金融公庫等に5,000億円の緊急貸付・保証枠を確保し、公庫等による貸付や信用保証協会によるセーフティネット保証により資金繰りを支援、中小企業生産性革命推進事業等により、サプライチェーンの毀損等に対応するための設備投資等を行う事業者を優先的に支援）と、②雇用調整助成金の要件緩和等の雇用対策の措置を盛り込んでいる。

緊急対応策第2弾では、財政措置約0.4兆円、金融措置総額1.6兆円を投じて、①感染拡大防止策と医療提供体制の整備、②学校の臨時休業に伴って生じる課題への対応（保護者の休暇取得支援等、学校給食休止への対応、テレワーク等の推進等）、③事業活動の縮小や雇用への対応（雇用調整助成金の特例措置の拡大、強力な資金繰り対策、サプライチェーン毀損への対応、観光業への対応、生活困窮者自立支援制度の利用促進等による包括的支援の強化）、④事態の変化に即応した緊急措置等（行政手続、公共調達等に係る臨時措置等（確定申告期限の2020年4月16日までの延長の措置を含む）、新たな法整備（新型インフルエンザ等対策特別措置法の改正））を手当て



することを明らかにしている。

また、「生活不安に対応するための緊急措置」では、「景気悪化への懸念が高まる状況を踏まえ、生活に不安を感じておられる方々への当面の追加的な緊急対応策」として、①個人向け緊急小口資金等の特例の拡大、②公共料金の支払の猶予等、③国税・社会保険料の納付の猶予等、④地方税の徴収の猶予等の対応を行うこととされている。

以上の対応は、OECD「地球規模の危機に対する地球規模の行動」の指針の方向性と軌を一にするものである。内容によって、現行法の解釈の範囲で対応できるものについては、後述するような各省庁のガイドラインが公表され、新たな立法措置が必要とされるものは、4月7日に閣議決定された「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」（以下、「緊急経済対策」という）に織り込まれ、立法化の作業が進められている（4月中の国会での承認が見込まれている）。

## Ⅳ 国税庁を含む各省庁のコロナウイルス対応

コロナウイルスの企業活動や納税者への影響に鑑み、3月に申告・納付期限を迎える個人の申告（個人所得税、個人事業者の消費税、贈与税）については、3月6日の告示（申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長）により、期限が4月16日まで延長された（一括延長）。個人の申告に係る一括延長の措置は、納税者の申告困難な状況への対応の他に、税務相談や申告受付事務での混雑による感染拡大を阻止するものであることはいうまでもない。3月末の申告期限となる法人の

申告についてはこのような措置はとられていない。

コロナウイルスの企業活動への影響は、3月決算法人の決算作業に関して業務への支障が懸念されることから、株主総会の開催の延期や決算、開示書類作成（有価証券報告書等の提出や適時開示）について、法務省（2月28日）、金融庁（2月10日）、経済産業省（4月2日）から、今後の対応に関する取扱いについての見解が公表されている（注）。

法務省は、定時株主総会の開催について、定款で定めた時期に開催することができない状況が生じた場合には、その状況が解消された後合理的な期間内に定時株主総会を開催すれば足りる、との見解を示している（なお、配当基準日の設定が必要な場合もある）。金融庁は、有価証券報告書等の提出期限について、中国子会社への監査業務が継続できないなど、やむを得ない理由により期限までに提出できない場合の対応（財務（支）局長の承認により提出期限を延長することを容認）を明らかにしている。

法人の申告は確定決算主義により、株主総会での承認が前提とされているため、コロナウイルス対応として株主総会が延期された場合には、法人税申告書の提出も期限の延長が必要となる場合がありうる。そして何よりも、コロナウイルスの感染や感染拡大阻止のために、期限内に申告・納付ができない場合には、申告・納付期限の延長の申請が必要となる。

法人の申告・納税は、3月6日の告示の対象外とされているため、個別の延長申請が必要である。そこで、3月25日に公表された「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの

【図表 1】 国税庁のコロナウイルス対応

|       |                                                                                                                                                                 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 3月6日  | 申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の延長の告示                                                                                                                              |
| 3月13日 | 「新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ」（納税猶予、換価猶予に関するWEBページ）の開設                                                                                                            |
| 3月25日 | 「新型コロナウイルス感染症に関する対応等について」（税務署の執務状況、確定申告関係（申告・納付期限の延長）、納税が困難な方へ、新型コロナウイルス感染症に関するFAQ等をまとめたWEBページ）の開設<br>「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の公表 |
| 4月6日  | 「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」の公表<br>「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」の公表                                                                                |
| 4月8日  | 「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」の公表<br>「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の更新                                   |
| 4月13日 | 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」の更新（4月16日にも更新）                                                                                            |

当面の税務上の取扱いに関するFAQ」では、コロナウイルスにより期限内の申告・納付ができない一定の場合も、個別延長が認められる場合に該当することを明らかにしている。

ところで国内の感染者数が3月末より急増傾向となり、政府は3月28日に「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」を決定したが、それによると、蔓延防止策として地方公共団体による外出自粛の要請等を行うことなどが挙げられている。

このような方針を受けて、国税庁は「確定申告期限の柔軟な取扱いについて」を発表し（4月6日）、確定申告会場や申告相談にあたっての感染リスク防止を徹底する観点から、感染拡大により外出を控えるなど期限内に申告することが困難な納税者に対しては、一括延長期限である4月16日後も柔軟に確定申告書を受け付けることとした。

そして、4月6日、「申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告・納付期限の個別指定による期限延長手続に関する

FAQ」を、緊急事態宣言発令の翌日に当たたる4月8日、「法人税及び地方法人税並びに法人の消費税の申告・納付期限と源泉所得税の納付期限の個別指定による期限延長手続に関するFAQ」を公表し、個別延長が認められる場合を拡大し、個別延長適用に係る手続については別途の申請を不要とする事務手続の簡素化を図っている。

個別延長の要件を満たさない場合で資金繰り等の困難から期限までの納付ができない場合には、延納の制度を適用することができ、コロナウイルスによる影響を理由とする場合は担保が不要とされ、延滞税率も軽減されている。緊急経済対策による延納制度では、延滞税は免除される予定である（以上図表1参照）。

## V 緊急経済対策の決定

内閣府は、3月19日より「新型コロナウイルス感染症の実体経済への影響に関する集中ヒアリング」を行い、緊急経済対策の

【図表2】税制上の措置（案）

| 国 税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 地方税                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>・納税の猶予制度の特例</li> <li>・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用</li> <li>・住宅ローン控除の適用要件の弾力化</li> <li>・中堅企業（大規模法人の子法人等に該当しない、資本金1億円超10億円以下の法人）の欠損金の繰戻しによる還付の特例</li> <li>・テレワーク等のための中小企業の設備投資税制</li> <li>・消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例</li> <li>・特別貸付けに係る契約書の印紙税の非課税</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・徴収の猶予制度の特例</li> <li>・文化芸術・スポーツイベントを中止等した主催者に対する払戻請求権を放棄した観客等への寄附金控除の適用に係る個人住民税における対応</li> <li>・住宅ローン控除の適用要件の弾力化に係る個人住民税における対応</li> <li>・中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置</li> <li>・生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充、延長</li> <li>・自動車税、軽自動車税環境性能割の臨時的軽減の延長</li> <li>・耐震改修した住宅に係る不動産取得税の特例措置の適用要件の弾力化</li> </ul> |

取りまとめを行った。雇用維持を柱とする2020年度補正予算案は、緊急経済対策と併せて4月7日に閣議決定され、4月下旬には国会で承認される予定である。新たに86.4兆円の事業規模の経済対策として今般の緊急経済対策が追加され、緊急経済対策の事業規模は、リーマン・ショック後（2009年4月）の56.8兆円を上回り、過去最大の規模とされている。

緊急経済対策では、財政・金融・税制といったあらゆる政策手段を総動員することにより、思い切った規模の経済対策を、2つのフェーズ（第一は、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間の「緊急支援フェーズ」、第二は、収束後の反転攻勢に向けた需要喚起と社会変革の推進、いわば「V字回復フェーズ」）を意識し、5つの柱（①感染拡大防止策と医療提供体制の整備及び治療薬の開発、②雇用の維持と事業の継続、③次の段階としての官民を挙げた経済活動の回復、④強靱な経済構造の構築、⑤今後への備え）に沿って施策を戦略的に実行することとしている。

緊急経済対策では、新型コロナウイルス

感染症のわが国社会経済に与える影響が甚大なものであることに鑑み、感染症及びその蔓延防止のための措置の影響により厳しい状況に置かれている納税者に対し、緊急に必要な税制上の措置を講ずることとされた。財務省及び総務省の各ホームページに掲載されている税制上の措置（案）によると、感染症対応の緊急な税制措置として、5つの柱のうち、雇用の維持と事業の継続を目的として、図表2のような国税及び地方税の措置が図られる。

（注） 法務省「定時株主総会の開催について」、「商業・法人登記事務に関するQ&A」、金融庁「新型コロナウイルス感染症に関連する有価証券報告書等の提出期限について」、経済産業省「株主総会運営に係るQ&A」。

## Profile

### 荒井 優美子（あらい ゆみこ）

PwC税理士法人 タックス・ディレクター  
税理士・公認会計士

コンサルティング会社、監査法人勤務後、米国留学を経て1996年よりクーバース&ライブランド（現PwC税理士法人）にて勤務。クロスボーダーの投資案件、組織再編等の分野で税務コンサルティングに従事。2011年よりノレッジセンター業務を行う。税務弘報、旬刊経理情報、企業会計等の専門雑誌での執筆多数。